

平成27年5月29日

有限会社 C o o & R I K U
代表取締役 大久保 延子 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



通 知 書

貴社の平成27年4月21日付「回答書」（以下「回答書」といいます。）を踏まえ、以下のとおり、ご通知いたします。

貴社からの「回答書」は、この間の本協会からの申し入れについてご検討をいただき、ご対応をいただいたものと受け止めております。

本協会と致しましては、本通知を持って、貴社に対する申入れについては、一区切りとしたいと考えておりますが、若干の点について、以下のとおりお送り致します。

1 瑕疵担保責任について

瑕疵担保責任については、「回答書」において、犬猫に隠れた瑕疵があった場合には、民法の規定に従って債権債務関係が決せられること、かつ、従前の貴社のペット売買契約書「第6条」（治療費に関する条項）を削除する旨の見解・対応が示されました。

上記により、犬猫に隠れた瑕疵があった場合の解除や損害賠償については、民法の規定に基づいて対応されることとなりますが、早期に現行の契約条項を改定するとともに、改定の趣旨を貴社の社員等に徹底され、貴社の社員が間違った対応をとることのないようくれぐれもよろしくお願ひ致します。

なお、本協会と致しましては、消費者に契約内容を分かりやすく伝えるために、契約条項において民法上の瑕疵担保責任の規定を踏まえた貴社の具体的責任内容を明確化することが望ましいと考えますこと、念のため申し添えます。

2 血統書について

血統書については、血統書の発送が「3～4ヶ月後」となる旨のご回答をいただいているが、この点については、できるだけ速やかに発送されるよう、

要望いたします。

3 民事訴訟における管轄の定めについて

貴社からの「回答書」では、ペット売買契約書第11条については維持するとのことです。この点については、個別の事件において対応が図られることもありますが、消費者にとっては、遠方で裁判が継続する可能性があること自体負担となるものであり、また、ペットの売買に関する紛争事例において事件の移送を求めるなどの適切な対応が難しい場合も少なくないと考えられます。

本協会と致しましては、ペット売買契約書第11条について、貴社において削除をされるよう要望いたしますので、この点についてはぜひ引き続きご検討ください。

4 生命保障契約書について

Cooちゃん生命保障契約については、犬猫の売買契約とは別個の契約であり、犬猫を購入した契約者が、Cooちゃん生命保障契約を締結するか否かは、あくまでも任意であることが、回答のご趣旨と存じます。そうだとすれば、1行目を貴社回答書記載のとおり改定するのではなく、むしろ、このような文章は削除することが望ましいと考えます。

したがって、最低限、売買契約の際には、Cooちゃん生命保障契約は別契約であり、その締結はあくまでも任意であることについて、消費者に対して適切な説明をされるよう、求めます。

貴社からの「回答書」に基づく対応をもって、本協会からの申入れは一区切りとさせていただきますが、上記の点については、なお継続な検討並びに対応を要望する旨、あわせてお送りさせていただきます。

本協会は、貴社への「申入れ」と貴社からのこれまでの「回答書」を公表させていただきます。つきましては、早急に改定された契約書のご送付をお願いいたします。

以上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留

101号

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-5614-0543 FAX: 03-5614-0743